

千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画） 策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託

2 計画期間

令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）

3 目的

老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年を1期とする次期計画「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）」【計画期間：令和6年～8年度（2024～2026年度）】（以下、「第9期計画」または単に「計画」という。）を策定する。

計画においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急激に減少する2040年を見据え、人生100年時代を迎える中での千葉市の高齢者を取り巻く現状を把握し、課題を整理・分析するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で心豊かに自立した生活を送れるよう、保健福祉施策の方向性及び必要な取組み等を検証し、地域包括ケアシステムの構築・強化を目指す。また、介護予防・健康づくり、重度化防止に向けた取組みを推進する。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託」を受託したもの（以下、「受注者」という。）が遵守すべく主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務概念

本業務を実施するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

6 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

7 履行場所

千葉市及び千葉市が指定または承認する場所

8 委託業務内容の概要

別紙「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）策定支援業務委託の概要」のとおり

1	第9期計画の策定支援業務全般
2	第9期計画書の作成
3	専門分科会の運営支援
4	パブリックコメントの実施支援
5	その他関係資料の作成
6	専門分科会等の開催スケジュール

9 成果品

以下の（１）～（８）の成果品を納品すること。

（９）及び（１０）は、成果品納品にあたっての留意事項である。

なお、ページ数や納期は予定であり、変更になる可能性がある。

（１）計画の基本方針（骨子）案

- ①仕様：１０ページ程度
- ②納品：電子データ
- ③納期：令和５年６月下旬

（２）計画の素案

- ①仕様：２０ページ程度
- ②納品：電子データ
- ③納期：令和５年９月中旬

（３）計画の原案及び概要版

- ①仕様：本編２２０ページ程度、概要版９０ページ程度
- ②納品：表紙・裏表紙・背表紙付２部（紙）
電子データ
- ③納期：令和５年１１月中旬

（４）計画の最終案及び概要版

- ①仕様：本編２２０ページ程度、概要版：９０ページ程度
- ②納品：表紙・裏表紙・背表紙付２部（紙）
電子データ
- ③納期：令和６年１月中旬

（５）計画の完成版及び概要版

- ①仕様：本編２２０ページ程度、概要版：９０ページ程度
カラー表紙（特厚色紙）とすること。
各章の見出しは、色紙とすることを想定している。
- ②納品：フルカラー印刷、印刷・製本したもの各４００部
電子データ
- ③納期：令和６年３月

（６）専門分科会の議事録

- ①内容：千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会の議事録
- ②納品：電子データ
- ③納期：専門分科会の実施後、速やかに納品すること

（７）パブリックコメントの結果とりまとめ

- ①内容：パブリックコメントの結果とりまとめ
- ②納品：電子データ
- ③納期：パブリックコメント結果とりまとめの後、速やかに納品すること

（８）その他関係資料

発注者は、受注者に、上記（１）～（７）以外の関係資料の作成を求める場合がある。内容や作成時期は、発注者と受注者で協議するものとする。

（９）成果品（紙）の留意事項

- ①Ａ４版（縦）とすること。
- ②古紙パルプ配合率７０％以上とすること。
- ③適切な「再生紙使用マーク（Ｒマーク）」を表示するよう努めること。
- ④オフセット印刷の際は、植物油が含有されたインキ（大豆インキ等）の使用に努めること。
- ⑤印刷物には、古紙再生の阻害要因となる材料（ホットメルト接着剤・プラスチック類・布類、不織布・合成紙）を使用しないよう努めること。ただし、やむを得ず阻害要因となる材料を使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。
- ⑥バージンパルプが原料として使用される場合、間伐材・端材等の再生資源や持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されているものを使用するよう努めること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること（これらの確認方法は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠する。）

（１０）成果品（電子データ）の留意事項

- ①電子データは、マイクロソフト社のWord形式、PDF形式、場合によってはExcel形式とし、CD-ROMに格納すること。ウイルスチェック済とすること。
- ②電子データを格納したCD-ROMは、正副各１枚、計２枚提出すること。

１０ 成果品の納入場所

千葉県保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

住所：千葉県千葉市中央区千葉港１番１号 千葉市役所（新庁舎）９階

１１ 委託料の支払時期

完了払いとする。

検査終了後、発注者が受注者から適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払う。

１２ 権利関係

（１）本業務における成果品の取扱い

- ①本業務の履行に係る成果品（印刷物等）の所有権は、全て発注者に帰属する。
- ②成果品が著作権法（昭和４５年法律第４８条）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（２）著作権・知的財産権の使用

- ①本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ②上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。
- ③第三者への成果品の提供や内容の転載には、発注者の承諾を必要とする。

１３ 留意事項

（１）責任者の選任

受注者は、本業務を進めるにあたり、責任者を選任し、発注者と密に連絡を取り、協議・確認及び報告を行うこと。

（２）実施計画書の作成

受注者は契約締結後、速やかに本業務の実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

なお、業務の進捗状況等を勘案し、必要に応じ、発注者と協議の上適宜修正を行うこと。

（３）成果品についての協議・承認

受注者は、成果品について発注者と協議を行い、発注者の承認を得ること。

なお、成果品の内容が不適切と認められる場合（推計過程や結果の根拠が不明瞭である等）、再提出を求める場合がある。

（４）関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（５）協議・報告

受注者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

（６）仕様書に定めのない事項等に関する協議

この仕様書に定めのない事項及び不明な点については、別途、発注者と受注者が協議して決定する。

1 第9期計画の策定支援業務全般

受注者は、第8期計画の課題分析や第9期計画策定の支援を行う。

（1）現行の第8期計画及び千葉市の高齢者等に関する現状の把握及び課題整理・分析等支援

受注者は、次の①～⑤の業務を行う。

- ①高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）の進捗状況からの課題の抽出
- ②千葉市が令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」及び「介護保険事業所向けアンケート調査」の調査報告書（ローデータ等を含む）等を活用した課題の抽出
- ③厚生労働省が運営する「地域包括ケア『見える化』システム」に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を登録し、登録結果による前回との経年比較、地域分析等による課題の抽出
- ④課題を分析し、国及び千葉県の方角性等を踏まえ、課題解決に向けた施策の提案、助言
- ⑤その他資料作成等支援

（2）第9期計画の策定支援

受注者は、次の①～⑤の業務を行う。

- ①計画書全体の構成に関する提案、助言
- ②新たな施策展開に向けた検討に対する提案、助言
- ③千葉市の基本構想や関連する計画等との整合に関する提案、助言
- ④将来人口、介護サービス必要量等の推計、介護保険料算出に関する支援
 - ・第9期計画期間である令和6～8年度（2024～2026年度）及び2040年等について、国から示される推計ツール等に基づき、下記ア～オの分析、推計、目標設定及び保険料算定の支援を行う。
 - ・推計は、千葉市全体、区別、日常生活圏域等の自然体推計及び9期計画期間において実施する事業・施策等の効果等の算定支援を行う。
 - ア 年齢別人口、介護保険第1号被保険者数及び第2号被保険者数
 - イ 要支援・要介護認定者数（要介護度別）
 - ウ 各介護保険サービスの利用者数及び利用回数
 - エ 保険給付費及び地域支援事業費（総合事業、包括的支援事業）の見込み
 - オ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（認知症を含む）の予防又は軽減もしくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組み及び目標設定
- ⑤その他資料作成等支援

（３）その他策定支援業務全般

受注者は、上記（１）及び（２）のほかに、その他策定支援業務全般を行う。

2 第９期計画書の作成

受注者は、基本方針（骨子）案、素案、原案、最終案、完成版の作成を支援する。

（１）計画の基本方針（骨子）案作成

1 第９期計画の策定支援業務全般を基に、計画の施策体系を検討・提案・整理するとともに、厚生労働省が示す「介護保険法第１１６条第１項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに基づき、計画の骨子案作成を支援する。

（２）計画の素案作成

計画の基本方針（骨子）を基に、各所管における具体的な施策・目標のとりまとめ結果を踏まえ、計画素案の作成を支援する。

（３）計画の原案作成

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会の意見や千葉県、厚生労働省などの動向を踏まえるとともに、次のような庁内外の関係計画との整合性を図り、計画原案及び概要版の作成（デザインを含む）を支援する。

【関係計画の例】

- ・ 支え合いのまち千葉 推進計画（千葉市地域福祉計画）
- ・ 健やか未来都市ちばプラン（千葉市健康増進計画）
- ・ 千葉市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
等の千葉市における他計画
- ・ 千葉県保健医療計画
等の千葉県における他計画

（４）計画の最終案作成

関係者やパブリックコメント等の意見を踏まえ、計画最終案及び概要版の作成を支援する。

（５）計画の完成版作成

関係者等の意見を踏まえ、計画完成版及び概要版を作成する。

3 専門分科会の運営支援

計画策定にあたっては、千葉市社会福祉審議会・高齢者福祉・介護保険専門分科会（以下、「専門分科会」という。）に審議を依頼し、発注者が分科会の事務局となる。

受注者は、専門分科会の運営支援を行う。

（１）専門分科会資料の作成、準備等

受注者は、専門分科会資料の作成や準備等を行う。

（２）専門分科会当日の運営支援

受注者は、専門分科会へ出席し、事務局の zoom 会議のホスト役を支援、議事録の作成等を行う。

（３）専門分科会の開催予定

- ①回数 ４回（７月下旬、１０月中旬、１２月下旬、３月中旬）
- ②時間 平日１９時から２１時までの２時間程度を想定
- ③場所 千葉市役所本庁舎を想定
- ④方法 会場に集まる委員と zoom 参加の委員が両方いるハイブリット形式を想定

4 パブリックコメントの実施支援

計画策定にあたっては、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施する。

受注者は、パブリックコメントの実施支援を行う。

（１）パブリックコメント実施のための資料作成、準備等

パブリックコメントの実施のための資料作成や準備等を行う。

（２）パブリックコメントの実施結果の取りまとめ、課題整理等

パブリックコメントの実施結果の取りまとめや課題整理等を行う。

（３）パブリックコメントの実施時期

令和６年１月～２月頃を予定

5 その他関係資料の作成

受注者は、本仕様書に定める業務について付帯的に発生する関係資料等を作成する。

6 専門分科会等の開催スケジュール

開催時期 (予定)	審 議 内 容 (予 定)
令和 5 年 7 月下旬	○第 1 回高齢者福祉・介護保険専門分科会 (1) 第 8 期計画の取組み状況及び自己評価結果について (2) 第 9 期計画の基本方針 (骨子) について 等
1 0 月中旬	○第 2 回高齢者福祉・介護保険専門分科会 (1) 介護保険料算定の考え方 (サービス量、給付費等の見込み) について (2) 第 9 期計画の素案について 等
1 2 月下旬	○第 3 回高齢者福祉・介護保険専門分科 (1) 第 9 期計画の原案について (2) 介護保険料の設定 (サービス量、給付費等の見込み) について 等
令和 6 年 1 月～ 2 月	○パブリックコメントの実施 (1) パブリックコメントの実施 (2) 市民向け説明動画を配信 (発注者が動画を撮影・配信)
3 月中旬	○第 4 回高齢者福祉・介護保険専門分科会 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第 9 期計画最終案提示・承認 (3) 介護保険料の改定について 等

※上記は予定であり、開催時期や審議内容に変更が生じる可能性がある。

<参考>

厚生労働省が示す

「第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール」(令和4年7月29日時点)

